

大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3066号 2016.6.8 発行

改正発達障害者支援法が成立 就労定着の強化へ 福祉新聞 2016年06月07日 編集部
 自閉症の人などへの早期発見などを定めた発達障害者支援法の改正案が5月25日、参院本会議において全会一致で可決、成立した。国や都道府県が就労機会を確保するとともに、定着支援を強化する。付帯決議は6項目付いた。

10年前に策定された同法が見直されるのは、今回が初めて。障害者権利条約を批准したことなどを背景に、超党派で構成する「発達障害の支援を考える議員連盟」（尾辻秀久会長）が改正案を検討していた。

改正法は、就労と教育支援を強化することなどが柱。子どもから高齢者までどのライフステージでも切れ目のない支援を目指す。

就労支援については、自治体が都道府県に発達障害者支援地域協議会（仮称）を設置できることとし、関係機関の連携を促進する。また就労機会の確保や、職場での定着支援などを規定。事業主についても、発達障害者の特性に応じた雇用管理を求めた。

教育に関しては、学校が発達障害児の長期個別計画を作成する。福祉関係機関との情報共有や連携も推進し、いじめ対策も強化する。

このほか、発達障害者の特性に配慮した刑事捜査についても盛り込まれた。

一方、付帯決議は6項目付いた。

発達障害者やその家族に対する心のケアも含めた相談体制の構築や、学校の教職員への発達障害に関する研修の実施が盛り込まれた。

また、発達障害者の多くが障害者手帳を所持していないことから、障害者手帳について在り方を検討することや、発達障害の定義の見直しについても言及した。

付帯決議の概要

（1）発達障害と診断された者およびその家族が適切な支援を受けることができるよう、ペアレントメンター等による心のケアも含めた相談・助言体制構築の支援を強化すること。その際、個々の障害の特性や家庭状況に対応できるよう、夜間等の相談・助言体制の構築についても留意すること。

（2）小児の高次脳機能障害を含む発達障害の特性が広く国民に理解されるよう、適正な診断や投薬の重要性も含め、発達障害についての情報を分かりやすく周知すること。特に、教育の場において発達障害に対する無理解から生じるいじめ等を防止するには、まずは教職員が発達障害に対する理解を深めることが肝要であることから、研修等により教職員の専門性を高めた上で、早い段階から発達障害に対する理解を深めるための教育を徹底すること。

（3）発達障害者の就労機会の確保および職場定着のためには、個々の障害の特性に配慮した良好な就労環境の構築が重要であることに鑑み、職場におけるハラスメント予防のための取り組みやジョブコーチ等を活用した相談・助言体制の一層の充実を図ること。

（4）発達障害者が持つ障害の程度は個人によって異なるため、就労および就学を支援する上では主治医や産業医等の産業保健スタッフおよび学校医等の学校保健スタッフの役割が重要であることに鑑み、これらの関係者が相互に連携を図りながら協力できる体制を整

備するとともに、産業保健スタッフおよび学校保健スタッフが受ける発達障害者の雇用や就学に関する研修について必要な検討を行うこと。

(5) 地方公共団体により障害者手帳の取り扱いの状況が異なることおよび発達障害者の多くが障害者手帳を所持していないこと等の実情に鑑み、障害者手帳について在り方を検討すること。

(6) 個々の発達障害の原因究明および診断、発達支援の方法等に関する調査研究を加速・深化させるとともに、発達障害に関する症例を広く把握することにより、不足している分野における調査研究に重点的に取り組むこと。また、これら調査研究の成果や国際的動向等も踏まえ、常に施策の見直しに努めること。その際、発達障害の定義の見直しにも留意すること。

改正児童福祉法が成立 東京 23 区にも児相設置へ 福祉新聞 2016 年 06 月 06 日 編集部 参議院厚労委員会



深刻化する児童虐待の防止対策強化を図るため、児童相談所の体制整備を柱とした改正児童福祉法などが、5月27日の参議院本会議で全会一致で可決、成立した。新たに東京23区で児相の設置が可能になる。人口20万人以上の中核市でも設置が進むよう支援する。一部を除いて2017年4月に施行される。

現在も児相の設置は中核市で認められているが、47市中、金沢と横須賀両市が置くにとどまる。政府は施行5年後をめどに開所促進に必要な支援をする。

職員の充実にも取り組む。児童心理司や医師または保健師などの専門職を必ず児相に置くことになった。法律に関する知識が必要な業務をスムーズに進めるため弁護士の配置も盛り込んだ。この部分は今年10月から施行される。

専門性強化へ、児童福祉司やその指導役に研修を義務付ける。

児相の権限を強化するため、虐待が疑われる家庭に強制的に立ち入る「臨検・捜索」について、保護者に再出頭要求を経なくても、裁判所の許可状で実施できるよう手続きを簡略化する。

■里親支援は児相の役割

今回の改正で、児童福祉法にすべての児童は適切に養育される権利があることが明確にされた。また、家庭で養育できない子が、家庭と同様の環境で継続的に育てられるよう国や自治体は対処することとした。

そのため家庭養護推進へ、里親支援や養子縁組に関する相談・支援も児相の業務に位置付けた。

政府は改正法施行後、速やかに特別養子縁組制度の利用促進のあり方について検討することも検討規定に明記された。

厚生労働省は法改正に向けて15年9月に「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」を発足。塩崎恭久・厚労大臣の「現行制度を抜本的に見直す」とした号令で、総勢30人の委員が議論を交わした。取りまとめは12月10日のはずだったが、塩崎大臣の指示で急きょ福岡市の児相で働く弁護士からヒアリングが実施され、3カ月後の3月10日に持ち越された。

法案の国会提出後、衆院厚労委員会での審議では、民進党が国や自治体の責務に妊産婦支援を加えることなどを求める修正案を提出し、否決された。民進党は保育士の給与を月5万円上げることを盛り込んだ法案と児童福祉法等の改正案をセットで審議するよう求め

ていたが、実現しなかった。

参院厚労委では、児童福祉法の対象年齢を超えても、児童養護施設などで暮らす子どもたちが、必要な支援を受けられる仕組みを早急に整備することなど、10項目の付帯決議が付いた。

◆厚労省の専門委員会委員を務めた磯谷文明・弁護士の話

今回の改正法は一定の前進とは言えるが、現行制度を抜本的に見直すには議論の時間が短すぎ、積み残した課題が少なくない。専門委員会での議論を振り返ると、理念やアイデアは出てくるものの、その長短を明らかにする論点整理が深まらなかった。専門委員会の運営についても、15年12月に開催した後、ぱったり開かれず、今年3月になって唐突に取りまとめ案が示された。しかも審議が2時間しか許されないなど、進め方にも疑問が残った。報告書には体罰禁止を盛り込むべきとあったのに、法案に採用されなかった理由も明らかではない。児童福祉司の専門性の向上や国家資格化、児童相談所のあり方などに関しでは今後じっくりと議論する必要がある。

児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要

■児童福祉法
<ul style="list-style-type: none">・児童に健やかな成長や発達が保障される権利があると明記する・国と地方公共団体の役割・責務を明確化する・特別区で児童相談所を設置可能とする・里親支援を児相の業務として位置付ける・児相に児童心理司など専門職の配置を義務にする・児童福祉司に研修の受講を義務とする・一時保護中の18歳以上の人らについて、20歳に達するまでの間、新たに施設入所等措置を行えるようにする・自立援助ホームの利用対象を、大学などに就学中の場合は22歳の年度末まで拡大する・情緒障害児短期治療施設の名称を児童心理治療施設に変更する
■売春防止法
<ul style="list-style-type: none">・婦人相談所長が児童福祉法で規定する母子保護が適切と認めた場合は都道府県知事などに通告または通知することを義務にする
■母子及び父子並びに寡婦福祉法
<ul style="list-style-type: none">・ひとり親らの生活安定などのために相互協力しなければならない関係機関に婦人相談員を追加する
■母子保健法
<ul style="list-style-type: none">・市町村は、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」を設置するよう努める
■児童虐待防止法
<ul style="list-style-type: none">・親権者はしつけの際、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならないことを明記する・再出頭要求を経なくても、裁判所の許可状により臨検・捜索を可能とする

障害者働く37施設 情報を新たに掲載 16年版宇都宮ガイド「宴多」完成

東京新聞 2016年6月7日

宇都宮市の名所や飲食店などを紹介するガイドブック「宇都宮おもてなしいろいろガイド 宴多（えんた）2016」が新たに発行された。2008年から毎年発行され、今年で9冊目。2万部をホテルや観光案内所などで無償配布している。

16年版は、恒例の祭りや民話、時刻表などの情報に加え、障害者が働いたり、技能を習得できたりする37施設の情報を新たに掲載。2ページにわたり、市内の作業所や農園の住所、連絡先を紹介している。

事故で下半身が不自由になり、車いす生活を送りながらバリアフリー住宅の販売をする宇都宮市の不動産業、大塚訓平（くんぺい）さんの活動を応援しようと、ガイドブックを

発行する市内の警備会社代表取締役、高山實（みのる）さんが新設した。



新たに発行された「宇都宮おもてなしいろいろガイド 2016」

不動産業の傍ら、障害者向けに車いすで入れる店の紹介サイト運営に取り組む大塚さんは「障害者向けの専門誌やサイトだけでなく、ガイドブックに載ることで、一般の人に施設を知ってもらえる」と感謝する。ガイドブックの企画運営を手掛けた市内の出版社「随想舎」の担当者は「障害者が働く場所で、一般の人と触れ合うきっかけになってほしい」としている。

片手で持ち歩きできるA6判サイズで、計176ページ。問い合わせは随想舎＝電028(616)6605＝へ。(後藤慎一)

就学中—社会切れ目なく 発達障害者への就労支援 大阪日日新聞 2016年6月7日

学生から社会人まで、発達障害者を対象にした切れ目のない就労支援事業が利用者数を伸ばしている。手掛けているのは大阪府中央区のエンカレッジ。支援が手薄とされる高校卒業後の学生期間をはじめ、社会人向けのプログラムを充実させている。コミュニケーションが苦手な発達障害者の支援を通して「誰もが活躍できる社会の環境づくりができれば」と展望を示す。

三好さん(右)の指導の下、やりがいを感じながら仕事に取り組む進藤さん(左)＝大阪府中央区のアンビシャス

「仕事を任されてうれしい。しっかりやっていきたい」

今春、トランクルーム運営会社「アンビシャス」に入社した広汎性発達障害の進藤之典さん(23)は、パソコンでのデータ入力作業で力を発揮。やりがいを感じている。

大学3年からエンカレッジを利用。卒業後は社会人向けコースに約1年通い、インターンシップ(職場体験)で訪れたアンビシャスに就職が決まった。

■職場雰囲気変わる

自身の得意・不得意について理解を深め、「指示や質問は具体的にしてもらえると対応できる」といった気付きを得てきた。

上司の三好美花さん(26)は「困ったときにもっと意思表示してほしいとは思いますが、打ち込み作業は速く業務上大きな失敗もない」と評価する。

アンビシャスにとって発達障害者の雇用は初めて。徳永暢也社長(36)は「最初は社会貢献の一環と考えていたが、彼の頑張る姿によって職場の雰囲気はよくなっている」と話す。

■入学直後から用意

エンカレッジの窪貴志社長(39)は、障害者雇用の支援会社で働いていたとき、発達障害の特性がある学生への支援が手薄と実感。担任制度がない大学などでは個別支援が行き届きにくいためだ。

一方で発達障害のある学生は増加の一途。日本学生支援機構の調べでは、診断書がある人だけで2014年度は2722人と09年の約5倍になった。

窪社長は「就職活動の前後でせっぱ詰まらない仕組みが必要」と13年に起業。コミュニケーションや自己理解をテーマにした連続講座を、入学直後から受講できるようにした。



利用者は増加傾向で、15年度は40人余りだったが、16年度はすでに50人を超えた。

卒業後も対応する施設をこれまでに大阪と京都で計4カ所開設。「切れ目のない支援体制」を構築してきた。

社会人になってから発達障害と診断された人にとっても“駆け込み寺”の役目を果たしている。10回以上の離職後、広汎性発達障害と分かり3月から通う染谷昌輝さん(40)は「心も体も軽くなった感じだ」と喜ぶ。

■効率的な支援模索

発達障害者に特化した就活支援のサイトも今年開設。今後は、効率的な支援で学生生活を送れるスケジュール管理の仕組みづくりにも挑む。その仕組みは障害のない学生にも有効とみている。

窪社長は「学生時代をどう過ごすかでその人の人生は変わる。生きづらさがあっても活躍できるような環境をつくっていきたい」と意欲を示している。

選手に届け「ありがとう」 岩手国体式典の応援練習 岩手日報 2016年6月7日 横断幕を掲げ、各県選手団への応援練習に励む和賀東小児童＝6日、北上市和賀町

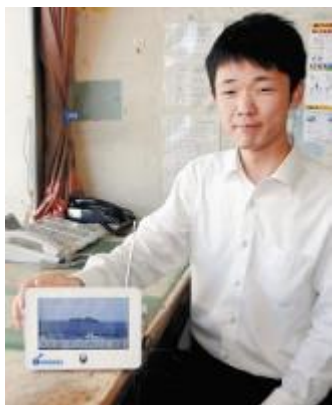


岩手国体、全国障害者スポーツ大会の開閉会式で選手団に声援を送る都道府県応援団の練習は6日から北上市の小中学校で始まった。児童生徒は選手入場を想定して手拍子や横断幕を掲げる練習をし、「ありがとう」の言葉に東日本大震災支援への感謝を込めた。

同日は和賀東小(照井睦子校長、児童312人)の5、6年児童104人が国体閉会式(10月11日)、上野中(多田克己校長、生徒447人)の全校生徒が同開会式(同1日)の練習を実施。県職員の指導を受けながら激励や感謝の言葉、都道府県の名前を入れた横断幕を掲げ、「頑張れ」や「ありがとう」と声をそろえた。

和賀東小6年の高橋蓮君は「選手に負けなくらい全力で応援する」と誓い、上野中3年の塚野直人生徒会長は「震災支援への感謝の思いを込め、元気を届ける応援をしたい」と気を引き締めた。同応援団は同市の26小中学校4480人で組織し、今後も各校で練習会を開く。

徘徊不明者情報を配信 早期保護へ尾鷲市 読売新聞 2016年06月07日



「高齢者等SOSネットワーク事業」に活用されるワンセグ放送の受信機徘徊するなどして行方不明になった認知症高齢者らを早期に保護するため、尾鷲市は16日から、「高齢者等SOSネットワーク事業」の運用を始める。緊急時には、市内全世帯に配布された災害情報用の専用受信機にも不明者の情報を配信し、迅速な発見につなげたい考えだ。(根岸詠子)

同事業には、介護事業所や老人福祉施設のほか、尾鷲署、郵便局、宅配業者など市内38の業者・団体が加盟。家族から行方不明の通報があった場合には、メールやファクスで情報を共有し、検索を開始する。

徘徊の恐れや、帰宅が困難になる可能性がある高齢者や障害者については、家族が事前に情報を登録できる。本人の住所や氏名のほか、顔写真や身体的な特徴なども登録し、名簿は市が管理。同様の制度は四日市、鈴鹿、松阪、津市などでも導入されている。

尾鷲市は2014年度から、災害情報などを住民に伝えるエリア・ワンセグ放送を東海地方で初めて開始。ワンセグ放送は映像や文字情報なども配信でき、今年1月までに専用受信機を市内全約7500世帯に配布した。

同市はネットワーク事業の開始にあたり、寒い時期の夕方など発見の遅れが命の危険に関わる場合には、家族の同意を得て、受信機に本人の顔写真などを配信する方針だ。市はこれまでも、防災行政無線で行方不明者の特徴を知らせることは行ってきたが、ワンセグ放送はより詳細な情報を伝えることができ、福祉保健課の三鬼望課長（50）は「プライバシーに配慮しながら、緊急性の高い場合には積極的に活用したい」としている。

尾鷲署管内（尾鷲市、紀北町）では昨年、高齢者の行方不明の届け出が6件あり、今年4月には、昨年6月から行方不明となっていた80歳代の女性が遺体で発見された。三鬼課長は「市内の高齢者のうち、8人に1人以上は認知症の傾向がある。ワンセグ放送を利用することで、より早い発見につなげたい」と話している。

福岡育児院が残業代不払い 就業時間を把握せず 労基署が是正勧告

西日本新聞 2016年06月07日

家族による養育が困難な子どもたちを受け入れる児童養護施設の福岡育児院（福岡市東区）が職員に残業代の一部を支払っていなかったとして、福岡東労働基準監督署から労働基準法に基づく是正勧告を受けていたことが分かった。育児院は、職員の労働時間を把握できていなかったのに「残業はなし」などと事務処理していたといい、労基署の指導を受け改善した。

育児院は同名の社会福祉法人（同）が運営し、児童相談所の依頼で幼児から高校生までを受け入れている。入所定員77人、子どものケアを担当する職員は約35人。

労基署による是正勧告は3月23日付。育児院によると、多くの職員が残業を申請できなかったり、申請しても月4～5時間にとどめたりすることが慣例化していた。院側は「申請しづらい状況があったのは事実」と認め、複数の職員から直近1～3月の残業代を再申請させ、最長約23時間分を4月末に支払った。

施設関係者によると、勤務状況を事後把握できた職員十数人の残業時間を試算したところ、今年1月分だけで最短50時間、最長110時間に上った。昨年秋には月220時間の職員もいたとの証言もある。夜までケアを続けたり、土日の行事に休み扱いで対応したりするサービス残業が慢性化していたとみられる。

労基法では、不払い分は過去2年分請求できる。育児院の橋本博文施設長は「職員の申請があれば追加で支払う」としている。

育児院は、改善策として（1）始業・終業時間を適切に把握（2）残業するときのルール明文化を講じ、5月20日付で労基署に報告した。育児院を管轄する福岡市子ども家庭課は「労働法制を守ることは施設運営の大前提。改善策が適切に行われているか確認を続けたい」としている。

「飲酒やギャンブルなら生活保護停止」の掲示中止 NHKニュース 2016年6月7日

「生活保護費を過度な飲酒やギャンブルに使うのは好ましくなく、適正に使わない場合生活保護を停止する」といった内容の文書を千葉県四街道市が生活保護の相談窓口に掲示していたことが分かり、市は「不適切だった」として掲示を取りやめました。

四街道市によりますと、この文書は「生活保護の受給者が飲酒やパチンコを繰り返している」という通報が相次いで寄せられたことから、平成22年8月ごろからおよそ6年にわたって、生活保護の相談や手続きなどを行う窓口に掲示していたということです。

文書では、「生活保護費は市民の税金が充てられている。過度な飲酒やパチンコなどのギャンブルに使うことは好ましくない」としたうえで、「再三の指導にもかかわらず、適正に使

われない場合は、生活保護を停止しなければならない」という内容だったということです。市によりますと、先月末に生活保護の受給者などを支援する団体から、「飲酒やギャンブルが理由で受給が停止になるというのは不適切だ」と指摘を受け、6日、掲示を取りやめたということです。

四街道市生活支援課は「生活保護費の使い方は本人の裁量であり、誤解を招きかねない不適切な表現だった」と話しています。

マイナンバーはがき497枚、2か月以上放置 読売新聞 2016年06月03日

日本郵便中国支社は2日、岡山南郵便局（岡山市南区）が2か月以上、岡山市から引き受けたマイナンバーカード交付通知はがき497枚を配達せず、局内に放置していたと発表した。

発表によると、同郵便局は3月18日、南区役所で通知はがきの入ったダンボール箱を集荷。しかし、局内で定められた机の上ではなく、その下の備品箱に紛れるように置かれ、今月1日に局員が見つかるまで放置されていたという。

同支社は作業手順や整理整頓の徹底を指導するとともに、管内の集荷局に残留郵便物を点検するよう指示。「大変申し訳ない。再発防止に努める」と陳謝した。市は、カードの交付を受けていない対象者に通知はがきを再送する。

「プッシュ型行政サービス」 紀伊民報 2016年6月4日

低所得の高齢者に1人当たり3万円を支給する「高齢者向け給付金」の受け付けが各市町村で行われている。高齢者には楽みな給付金だが、要項には「申請しないと支給されません」というただし書きがあり、対象者は役所の窓口申請書の提出が必要がある。いまの行政サービスはこうした申請主義が基本である。

▼その仕組みを見直し、行政が積極的にサービスを提供する「プッシュ型行政サービス」への転換が進んでいることを和歌山県情報化推進協議会（WIDA）の講演会で知った。

▼子育て中の保護者のスマートフォンや携帯電話には、乳幼児健診や予防接種のお知らせが届く。給付金の受給資格がある高齢者の口座には自動的にお金が振り込まれる。そういうことが実現すれば申請の手間が省けるし受給漏れもなくなる。行政サービスの理想の姿だという。

▼実現には、対象となる個人を特定する必要があり、国民一人一人に番号を割り振ったマイナンバーが利用される。しかし、そこには課題も多い。サービスの向上と引き換えに、銀行口座とも結び付いた個人情報や電子データとして登録・管理される不安は大きい。情報漏れや悪用も心配だ。

▼WIDAには県内の30市町村すべてが参加しているが、この講演会への出席者は半数にとどまった。技術や制度の変革に応じて住民サービスの在り方をどう考えていくのか——。それを勉強する場をもっと生かしたい。（長）

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も



大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行